

議会運営委員会報告書

令和元年12月27日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 掛谷 繁

令和元年12月27日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	備 考
1 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 厚生文教・総務産業委員会連合審査会の開催について ② 連合審査会の定足数について	継続調査	—

議会運営委員会記録

招集日時	令和元年12月27日（金）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午前9時40分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	掛谷　繁	副委員長	土器　豊
	委員	尾川直行		中西裕康
		石原和人		
欠席委員		守井秀龍		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川　茂	副議長	橋本逸夫
傍聴者	議員	星野和也	森本洋子	青山孝樹
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	入江章行	庶務調査係長	坂本　寛
	議事係主任	楠戸祐介		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○掛谷委員長 ただいまの出席は6名です。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

それでは、議題に沿って運営させていただきます。

議会の運営に関する事項についての調査研究のうち、厚生文教・総務産業委員会連合審査会の開催について、事務局から説明願います。

○楠戸議事係主任 厚生文教・総務産業委員会連合審査会の開催について御説明申し上げます。

教育委員会より、先般の連合審査会での報告の続報を行いたい旨の申し出がございました。これを受けまして、厚生文教委員長及び総務産業委員長にて御協議いただき、本日連合審査会を開催いただくこととなりましたので、御報告いたします。

本日の議事運営でございますが、議会運営委員会閉会后に厚生文教委員会を開催いただき、総務産業委員会との連合審査会開催について申し入れを行う決定をいただきます。厚生文教委員会閉会后、その申し入れを受けて、総務産業委員会を開催いただき、申し入れの承諾をいただきます。そこまでの準備が整いましたら、直ちに連合審査会を開催いただき、教育委員会からの報告をいただく予定でございます。

なお、連合審査会の委員長は、さきの審査会同様、主たる委員会である厚生文教委員会の中西委員長にお願いするよう委員長間で御協議済みでございます。

○掛谷委員長 説明がございました、そのような方向で運営をしていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員会は、まず主たる厚生文教委員会を開催し、連合審査会開催の是非を決定していただいて、その後総務産業委員会に委ね、連合審査会を開催するという運びでございます。

よろしければ、次の委員会連合審査会の定足数についてを議題といたします。

○楠戸議事係主任 それでは、定足数について御説明申し上げます。

さきの定例会最終日の議会運営委員会でも御報告いたしておりますとおり、連合審査会の定足数について備前市議会の考え方を整理していただきたく存じます。

議会運営の研究者による御見解はレジュメの下部に記載のとおりでございます。連合審査会を重視するか、もしくは主たる委員会の定足数を重視するかの選択になるかと考えております。

○掛谷委員長 連合審査会の定足数については特段決まっていないということで、1から4までの例を挙げていただきながら、どれを選択するかという話でございます。1は、主たる委員会の定足数を重視。2は、連合審査会を重視するもので、最も一般的と。あと、3は2と同じ考え方だが、参議院の計算方法であり、地方議会には適応できない。4は、主たる委員会の定足数を重視するもので、主従委員会の委員合計との関連を考慮していないということでございます。研究

者の中で1番か2番であろうというところでございますが、委員長、副委員長としては、2番のところでもいいのではなかろうかと思っております。皆様の御意見をいただきたいと思えます。

○尾川委員 実際欠員になつとるわけじゃろう。定足数、定足数と言うたってな、意味がねえんじゃねえかということのをしは言ようるわけじゃ、そんなに気にせんで。実際16人が15人になつとるわけじゃから、15人で考えていきゃあええんじゃねえかと思うんじゃけど、その辺はどんなかな、事務局。それをどうしても16人でいきえわけ。現実におらんわけじゃろう。欠員になつとるわけじゃ。それを議論したって意味ねえんじゃねえかと。法律論としてはどんなんか。

○楠戸議事係主任 ここで言う定足数は、総務産業委員会と厚生文教委員会のそれぞれの定足数ということで、8人、8人が定足数になります。総務産業は、実質議長が辞任をされてるので実数は7名で、厚生文教委員会も実数は7名ということなので、定足数から考えれば、実数は今2減という状況ではあるんですけども、1つの考え方として、実数でいくよりも定足数でいったほうがわかりやすいかなと思えます。

○尾川委員 わかりやすい、わかりにきいという言ったって、現実に議長はああいう欠員というて、また別の意味のやつなんじゃ。へえで、実際1人欠員になつとんじゃから、それをどうのこうのというて、わかりやすいとか、わかりにきいとかという問題じゃねえんじゃねえかということのを言ようるわけですよ。事務局が定足数にこだわりを持って、実態は15人しかおらんわけじゃから、15人で議論すりゃあええんじゃねえかと思うんじゃけど。わしはそう思うんじゃけど、どうもその辺が実態と乖離しとんじゃねえかということのを指摘しよるわけじゃ。定足数という考え方がどうも事務局の考え方と私は違う。実態でいかにゃあいけんのじゃねえかというふうな考え、それを上回る場合も、法律的にあるんじゃねえかと思う、あるいは判例があつたり。

○入江議会事務局長 この場合の定足数というのは、やはり会議、本会議でも適用されるようなもの、いわゆる議員の定数が必ず分母に入って、分子は現出席数ということで定足数というのは考えられるべきものだと思います。2年前でしたか、法律の定めによると、例えば富山市議会でも政務活動費その他で辞任の議員さんがたくさん出られたといったときには、その定足数の考え方は、やはり会議を行う以上、条例で定められた議員定数が必ず分母に来るといった形だと思います。公選法の規定によって何分の1以上の議員が欠けた場合は再選挙しなければならない、これはまた別の話なんです。

〔「別の話じゃ」と尾川委員発言する〕

はい、それはまた別の話で、会議としては議員定数、あるいはこの場合でしたら条例に定める委員の定数、現員数ではなくて定数を分母に計算上といいますか、法の求めるところはそこだと事務局としては考えております。

○尾川委員 それで、弁護士に聞いたん。ほんなら一遍それを聞きに行かあ。市の弁護士はわかるんかどうかわらんけけど、その専門じゃあなかったら。聞こうと思よんじゃけども。

○入江議会事務局長 この定足数の話を含めて、今回の連合審査会の定足数について、総務課の弁護士資格をっておる職員に相談はしております。内容は、2の考え方がよいというのが結論でございます、さまざま見解を述べていただいている回答書を頂戴しております。

○掛谷委員長 あとの皆さんはよろしいですか。御意見はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、定足数は、連合審査会に参加した委員会の委員定数の合計の半数以上で、しかも参加各委員会委員が少なくとも1人以上出席していることを要するとなりますと、結局は実際は7名と1名という形で、8名が最低ということになるということに理解してよかったですね。ということでございますので、よろしく願いいたします。

なければ、これをもって議会運営委員会を終わります。御苦労さまでした。

午前9時40分 閉会